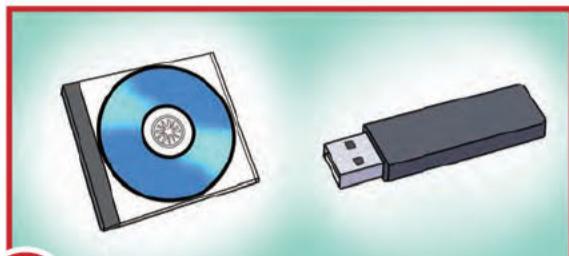


クイズ  
8

## 電磁的記録の提供とは？



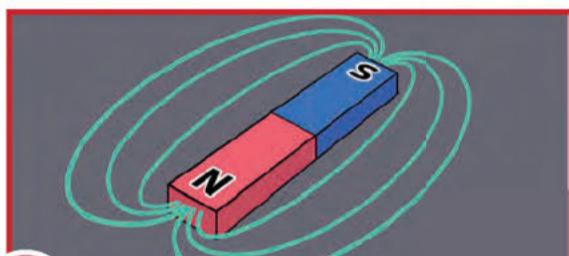
A

CD-ROMやUSB等の電子媒体での提供



B

オンラインやメール送信での提供



C

磁石を使った提供

**第8話 改正法編② 保有個人データの開示請求**

引き続き、カスタマーサービス部で個人情報保護法改正対応を確認する法務部メンバー

1 次の確認ポイントは「保有個人データの開示請求」についてね

2 まず、事業者は開示請求を受けるにあたって、定められた必要事項をH.P.等で公表し、請求を受けた場合は、一部の例外を除いて応じる必要があるわ

3 この開示方法は、原則、書面による交付だったのが「電磁的記録の提供を含めお客様本人が指示できるようになつたの

4 色々あるけど… お客様から、どうしても対応が難しいご要望があつた場合はどうすればいいのでしょうか

5 わかりました 当社は以下の方法でお客様の開示請求に応じます。

6 次は「第三者提供記録の開示」についてね

7 以前は第三者提供記録の開示請求については法令で定められていなかつたけど、ルール化されたのよ

8 そうなんですね： お客様に関する個人データの取り出しは間違いないよう、厳正に行わなければならぬので、確認作業などで早急な開示は難しそうですね

9 ただいまお客様情報の照会を行っております。○営業日以内にご連絡します。

10 ありがとうございます このあとみんなで復習するようにしますね そのほか、6ヶ月以内に消去する保有個人データは開示請求の対象外とされていたけど、保存期間にかかわらず、開示請求の対象になつたのよ